

告 示

埼玉県告示第百八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

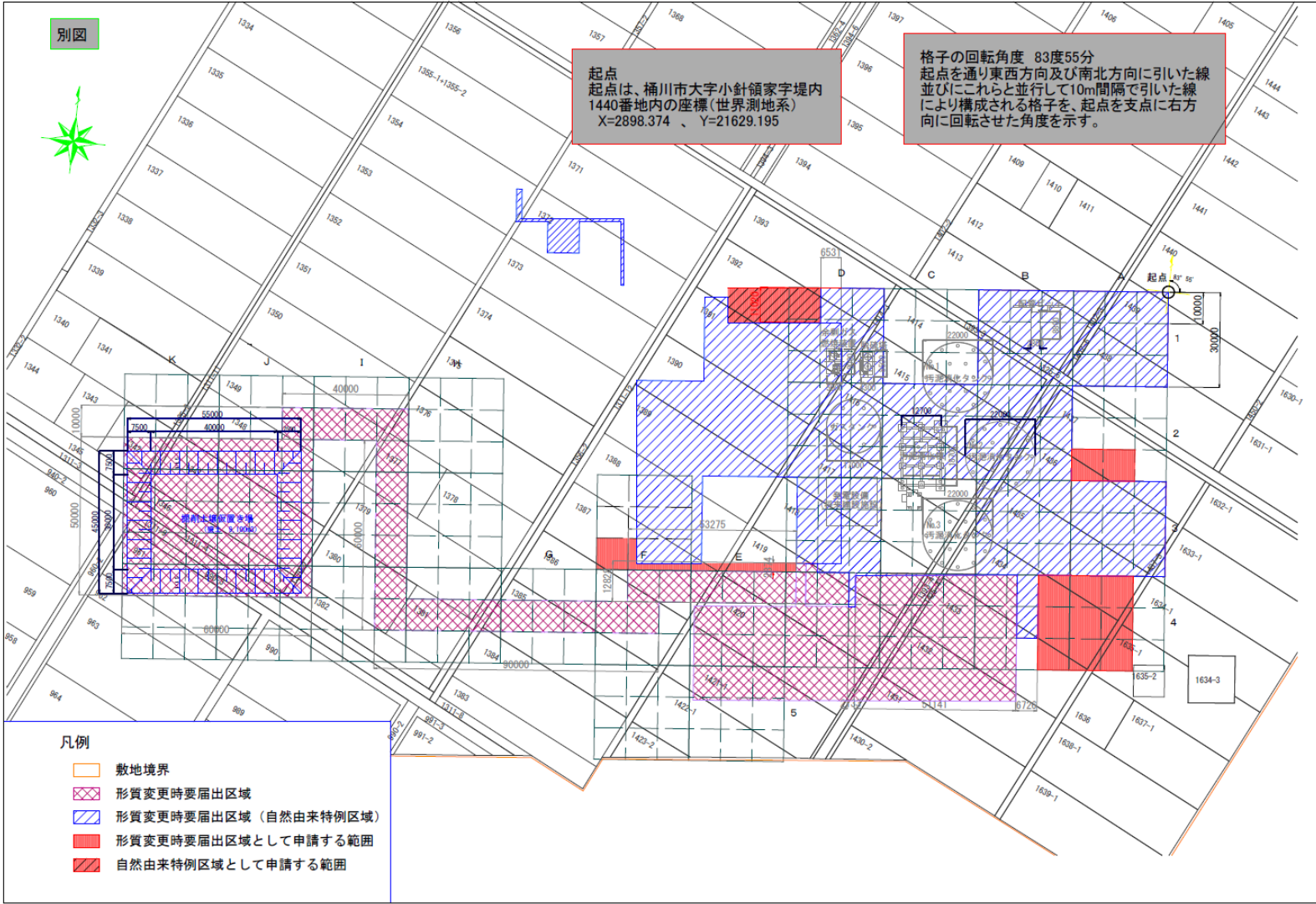
- 別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百八十六番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部、千四百十四番三の一部、千四百十九番の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部、千四百三十五番の一部、千四百三十六番の一部、千四百三十七番の一部、千四百三十七番三の一部、千六百三十四番の一部、千六百三十五番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域
別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部）

別図



起点
起点は、桶川市大字小針領家字境内
1440番地内の座標(世界測地系)
X=2898.374、Y=21629.195

格子の回転角度 83度55分
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線
並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線
により構成される格子を、起点を支点に右方
方向に回転させた角度を示す。



凡例

- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
- 形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)
- 形質変更時要届出区域として申請する範囲
- 自然由来特例区域として申請する範囲